

福島県史料情報

第57号 令和2年(2020)6月

計算表

昭和4年8月17日付計算書

川俣町役場 殿

摘要	金額
元金額	24750
利息額	1609
内第二種所得税額	/
内資本利子税額	/
現金受入額	13860
差引金額	40219

川俣銀行 印

計算書

昭和5年2月21日付計算書

川俣町役場 殿

摘要	金額
元金額	16546
利息額	1158
内第一種所得税額	/
内資本利子税額	/
現金受入額	/
差引金額	17704

川俣銀行 印

昭和4年(1929)8月17日付計算書(『銀行関係書綴』、福島大学蔵川俣町役場文書111)

昭和5年(1930)2月21日付計算表(『銀行関係書綴』、福島大学蔵川俣町役場文書111)

川俣銀行員時代の古関裕而

福島市出身の作曲家古関裕而(本名は勇治)の母方の伯父は、川俣町の地域名望家の武藤茂平で、株式会社川俣銀行の頭取を務めていた人物である。昭和三年(一九二八)五月、十九歳の裕而は茂平の誘いで川俣銀行に入行し、茂平の家に下宿しながら社会人としての第一を踏み出したのである。

川俣銀行は、大正三年(一九一四)六月に株式会社永続社から改称された地元銀行で、川俣町字瓦町五十四番地にあった。後年の裕而の回想によると、行員は四、五人しかおらず、家庭的な職場であったという。同銀行は、昭和十四年四月に解散し、株式会社郡山商業銀行に吸収合併されている。

ところで、当館収蔵の『銀行関係書綴』(福島大学蔵川俣町役場文書一一一)からは川俣銀行に関する新たな事実を知ることができ、この簿冊には川俣銀行の計算表等が一五五枚収録されている。各計算表等には担当銀行員の印鑑が押され、銀行員の苗字や在籍年月日が明確になる貴重な史料でもある。

古関の担当した計算表等は八枚で、その内訳は、昭和四年八月十七日の一枚、同五年一月十七日の一枚、同年二月二十一日の一枚、同年五月十七日の一枚、同年八月十七日の一枚、同年十一月十七日の一枚、同年十二月十七日の一枚、同年十二月十七日の一枚である。右のガリ版刷りの計算書は、古関が担当した中で最も古く、元金額・利息額・差引金額が記されている。利息額には検算印、差引金額の左には古関の印鑑が押されている。計算表は町有分・小学校分・教育分・奨学分など預金の用途によって分けられ、計算表等に記された文字や数字は古関によるものではない。

昭和五年二月二十一日を最後に古関の印は見られなくなり、替わって昭和五年八月十八日から若林の印が登場する。裕而は昭和五年五月に川俣銀行を辞し、本格的に作曲家への道を歩み始めており、期的には完全に一致するのである。(渡邊 智裕)

疱瘡が治った伊達吉村

江戸時代には疱瘡が幾度となく流行ったが、感染力が強く、まだ有効な治療法も確立・普及されてはいなかった。そのため、身分を問わず多くの人々が罹患して亡くなり、疱瘡は大変恐れられていた感染症であったのである。疱瘡は、痘瘡ともいわれ、天然痘のことであり、伊達政宗も罹ったことでも知られている。

左の文書は、元禄十四年(一七〇一)三月十八日に仙台藩主伊達綱村が江戸幕府奥医の奥山立庵(玄建)へ出した丁寧な礼状で、本文は右筆書きであるが、網村の二型に分類される自署花押が据えられている。当



元禄14年(1701)3月18日付伊達綱村書状(藤井二郎家文書8)

時在国で仙台城にいた綱村は、養嗣子で江戸詰め伊達吉村(伊達宗房長男、二十二歳)の疱瘡が平癒したことを奥山立庵に感謝し、祝儀として進物を贈ることを伝えている。

吉村が疱瘡に罹ってから治癒するまでの経緯を「伊達家文書」や「伊達家記録」より述べてみる。

正月十八日には、將軍徳川綱吉娘の鶴姫が疱瘡に罹患し、吉村も慌たしく老中小笠原長重・同秋元喬知・側用人柳沢吉保・同松平輝貞等を通じて情報の収集に努めている。鶴姫は二十四日には酒湯浴びをして入ったものとみられる。

しかし、二十八日には吉村自身にも風邪のような症状や痛みが現れるに至った。二十九日には奥医の森雲仙(容甫)に診てもらったり、高松藩主松平頼常から紹介された疱瘡に詳しい医者栗谷宗柳に診察してもらい、疱瘡と診断されたのである。

吉村の症状は、二月の上旬には治まったらしく、二月十一日から酒湯浴びを一日おきに同十七日までしている。また、この日に仙台藩では使者を立て、治療に当たった森雲仙・森雲竹・森養竹・栗谷宗柳・奥山立庵・小川玄達等六人の医者に対し、謝礼として金子や贈答品を遣わした。ちなみに立庵には時服五領と一種が贈られている。(渡邊 智裕)

会津の「一目小僧」 『怪事雑話』

会津若松城下での話である。

四ノ町辺りの侍に仕える女の子が、物の色も見分けがたい夕暮れ時に菜園で蕪の葉を摘んでいた。すると八、九才ほどの子供が忽然と現れた。女の子は、きつと近所の子供だろうと思いい気にせずにいると、子供が「女、銭欲しいか?」と聞いてきた。女の子が「欲しくござる」と何

気なく答えると、子供が「これを見れば、子供は耳も鼻も無く、一目でこちらを睨み付けている。女の子は「わっ」と叫び気を失ってしまった。

そうと知らない家の中では、もう日が暮れたのに女の子はなぜ来ないのかと心配し、呼び回すが返事は無い。裏口に行ってみると、女の子が横たわり動いていない。皆驚き仰天



『怪事雑話』 卷之四(部分)、長谷部大作家文書(その1) 2195

し、気付け蕪等を飲ませ水を吹きかけると、漸く女の子は正気を取り戻し、事の次第を語った。それ以来付近では夕方外に出なくなつた。

右は、会津郡叶津村(現只見町)名主・長谷部家に伝存した『怪事雑話』(写本)の「一目童子の事」の現代語訳である。同様の話は近世怪談集『会津怪談録』にも収められており、両者の怪談は会津地方に口承で受け継がれ、細部改変により猪苗代城下や耶麻郡塩川村(現喜多方市)に出没したと今に語られる。

会津の「一目小僧」の原形に迫れる『怪事雑話』は、会津若松の都市発展より生まれた地方怪談集で、長谷部家は巻之四・五の一部、三十三話(うち話名のみ五話)を含む。蒲生氏郷時代以降を舞台とし、若松城下の怪談が中心だが在方の怪談もあり、古猫・古貉・妖狐・蟒蛇・見越入道・化物屋敷等の怪異が近世表現で語られている。また、実在の人物・事象の記述が多く、これにより本書は近世中期に成立し、近世後期に割書が加筆されたと推定できる。

先の『会津怪談録』とは共通点が多い上、年代推定が可能な点と想定される総話数の多さに秀で、研究の可能性を多分に含んでいる。長谷部家は断片的だが、本書を端緒に『怪事雑話』を文学史研究の組上に載せることが必須である。(小野 孝太郎)

知られざる俳人・

雪香堂文樹

昭和三十年(一九五五)、矢部權郎(同三十三年福島県文化功労賞受賞)は、自身の所有する俳諧書(「矢部文庫江戸期俳諧書」、須賀川市指定文化財)などに登場する室町時代から明治時代かけての俳人約六千名をまとめた『福島県俳人事典』を編纂した。

同書は刊行後半世紀以上を経て、今なお本県俳諧史研究の必読文献であるが、当然のことながら、史料制約などから矢部の目に触れなかった俳人は採録されていない。ここでは、そうした知られざる俳人の一人である雪香堂文樹について紹介したい。

彼は白河郡中新城村(現在の白河市大信地区)の小針家の当主で、宝暦九年(一七五九)に大坂の俳人・浅見田鶴樹より「文樹」という表徳(俳号)を授けられている(小針重郎家文書(その二)三五四)。

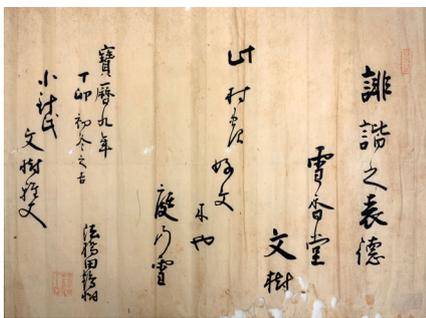
遠方のため、俳諧の指導は文通による添削が主であったと推測されるが、若き日の文樹と思われる「新助」が大坂に行った際に病気となり、生死の境をさまよったことを知らせる手紙が残されており、対面での指導も受けていたようだ。

江戸時代後期には全国各地に地域俳壇が生まれ、大信地域でも「新城御組」が結成され、句集も編まれている(同二九〇)。師に弟子入りして正式に俳諧を学んだ文樹は、地域俳壇の中心的な存在として句会の開催や指導にあたった。

また、文樹には、俳人とは別に、中新城村の名主と越後高田藩分領(のち幕領)の駒付役という顔があった。いずれも地域社会における重職であるが、文樹はそこかたわらで俳諧の研究にいそしみ、地域文化の担い手となった。公私にわたり、二足ならぬ三足の草鞋を履いた人生は、次の「辞世」によって締めくくられた(同三八九)。

生るゝと死出の旅路を迷ひて
今日の今か極楽の夏
極楽とさして願ふも能なきは
只常の身の心まかせに

(山田英明)

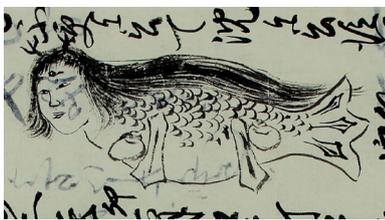


俳諧之表徳
(小針重郎家文書(その2)354)

「累世年鑑」にみる
除災の怪魚「神蛇魚」

「累世年鑑」は、伊達郡川俣村(現川俣町)の商人・渡辺家の記録集である。基本は商業日記だが、第一冊の表紙に「古今珍事・凶事虫干可致」とあるように、古今東西の珍事や凶事を記す風説留でもあった。三代目綱博が編集した「累世年鑑」(渡辺弥平治家文書(その一)四五七)によれば、文政二年(二八一九)初秋、綱博のもとに江戸から怪魚の絵が届き、次のように珍事を記録した。

同年六月初旬、肥前国平戸沖(現長崎県沖)に凶のような人の顔を持ち角を有する魚が浮かび出た。魚は自らを「神蛇魚」(原文「神蛇魚」と名乗り、自身の姿を絵に描き人々に見せるように促し、その絵を見れば流行病の禍を受けないと告げ、海に沈んだという。



写魚神蛇魚(「累世年鑑」(渡辺弥平治家文書(その1)457)より、以下記述内容)「文政二年六月初、肥前之國平戸沖江左之如圖人面之角有之浮、其魚自ら神蛇魚と言、我姿を絵に書人々に見せべし、流行病を不受とて沈と言、從江戸繪圖下」

この神蛇魚とは、疫病除けとして注目された「神社姫」の一種である。神社姫は龍宮の使いと称する人面の怪魚で、豊作とコロリ(急性感染症)流行を予言し、自らの姿の絵を目にすれば罹患しないと告げたという。当時の江戸は死を齎す痲痺病が蔓延しており、悪病から逃れたい願望が拍車をかけ、神社姫の絵の転写・板行・貼付が流行した。同種の「姫魚」流行と相俟って、奇譚の内容と怪魚の名称・姿は多様に変容し伝播した。神蛇魚はその伝播過程に生まれた怪魚で、出没年・出没地や除災方法、名称の「神蛇」の音は神社姫等の要素を受け継いでいる。また、長い髪を振り乱し、二本の角があり、鱗は刃物の形状で、背に鱗を、腹に宝珠を有する点も神社姫等と共通する。反対に大きく異なるのが予言しない点である。予言は怪魚の神秘性と除災への期待を高める要素であるが、変容・伝播過程で予言機能は抜け落ち、より重要かつ不可欠な要素である除災機能のみが、怪魚の本質として残ったと思われる。なお、神蛇魚の額の花鈿のような模様は、神社姫等に例が少なく珍しい。神蛇魚の登場以後も、人知を超えた災厄への恐怖に対し、「怪異」「神聖」なイメージを組み合わせた異形の存在を巧みに利用して、除災による安穩を得てきた。(小野孝太郎)

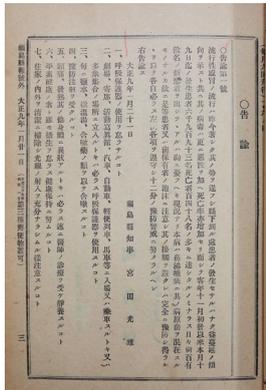
一〇〇年前の感染症対策

新型コロナウイルスの感染拡大とともに、大正七、九年(一九一八、二〇)にかけて世界中で大流行した「スペイン風邪」に対する関心がにわかには高まっている。

福島県でも、大正八年十一月から翌九年一月十九日に六九九三名が感染、一四八名が死亡し、同月二十一日には予防に関する「告諭」(福島県報五四所収)が発せられた。

それによると、「本病ハ鼻涕唾痰ニ其病原菌ヲ混在スルモノナルカ故ニ是等患者又ハ菌保有者ノ泡沫ニ注意シ其ノ接触ヲ避クレハ完全ニ予防シ得ラルル」とされ、次の八項目を遵守して「十二分ノ予防警戒」に努めるよう呼びかけられている。

- 一、呼吸保護器ノ使用ヲ怠ラサルコト
- 二、劇場、寄席、活動写真館、汽車、自動車、軽便列車、馬車等ニ入場又ハ乗車スルトキ又ハ多衆集合ノ場所ニ立入ルトキハ必ラス呼吸保護器ヲ使用スルコト
- 三、毎ニ塩水、微温湯、含嗽薬ヲ以テ含嗽スルコト
- 四、予防注射ヲ受クルコト
- 五、頭痛、発熱其ノ他身体ニ異状アルトキハ必ラス速ニ医師ノ



告諭(福島県報54所収)

このように、感染症の流行への行政的対応は、一〇〇年後の現在とも共通する県政の重要課題だったのである。(山田 英明)

また、県は、これ以降、衛生及病院費の予算を増額し、感染症対策に力を入れていった。ただ、「スペイン風邪」が自然と終息したこともあり、具体的に想定されていたのは腸チフスや赤痢といった既知かつ眼前の感染症であった(「大正十一年度歳出追加予算説明」、「明治・大正期の福島県庁文書」一四四六所収)。

要するに、マスクを着用し、うがいを行ない、健康に気を付けて、清潔を心掛けよという現在のコロナウイルス対策とほぼ同様である。

- 六、平素健康ノ者ト雖モ撰生ヲ怠ラス健康保持ニ努ムルコト
- 七、住家ノ内外ヲ清潔ニ掃除シ光線ノ射入ヲ充分ナラシムル様注意スルコト
- 八、衣類ノ清潔ニ注意シ晴天ノ日ハ努メテ衣類寝具ヲ日光ニ晒スコト

令和二年度行事予定

(令和二年四月〜令和二年九月)

一、展示公開(収蔵資料展) 只見線復旧応援「奥会津の古文書―只見町を中心に―」

只見線の復旧復興応援のため、当館が収蔵する只見町の古文書を取り上げ、江戸・明治時代の只見町域の歴史と文化等を紹介します。

【会期】四月十八日(土)〜七月五日(日)まで

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため解説会は全て中止となりました。

開館五〇周年記念事業「福島県歴史資料館収蔵名品展I」

開館五〇周年を記念し、収蔵されている資料の中から屏風・掛物・卷子等の優品を一堂に展示します。

【会期】七月十八日(土)〜九月十三日(日)まで

二、古文書講座 当館収蔵の二本松藩と藩士に関する古文書を題材に、古文書解読の基礎的な事柄について講義します。

【日時】七月四日(土)、八月九日(日)、九月五日(土)、十月十一日(日)、各回午前十時〜十二時まで

【会場】とうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター)二階会議室

【定員】五十名。 ※六月十五日に締め切りました。

三、地域史研究講習会 詳細は後日HPでご案内します。

【日時】九月二十七日(日)午後一時〜三時三十分まで

【会場】とうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター)二階会議室

四、歴史資料館移動展 只見線復旧応援「奥会津の古文書―南会津町南郷地域を中心に―」

【会期】四月二十五日(土)〜六月二十八日(日)まで

【会場】奥会津博物館 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

五、資料閲覧について 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前日の午後三時までに電話での予約が必要です。詳細や最新の情報はHPでご確認願います。

福島県史料情報 第57号 令和2年6月25日

編集・発行 公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館 〒960-8116 福島市春日町5-54 TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195 URL https://www.history.fcp.or.jp E-mail history@fcp.or.jp